

議第29号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

-
- 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「生後1年6月に達しない生児」を「3歳に満たない子」に改める。
- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第15条
 - (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第16条
 - (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第15条

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。